

表 高齢者福祉サービスの種類と内容（令和2年度 介護報酬改定）

制度名	内 容	利用可能者
通所型介護予防普及啓発事業	週1回、通所による介護予防のためのデイサービスです。簡単な運動、栄養・お口に関する講座、趣味活動、リクリエーションなどを行ないます	要支援・要介護認定を受けていない高齢者が対象。事前に訪問調査やかかりつけ医による診療情報提供書が必要
生活管理指導短期宿泊事業	ご家族が不在になる場合などに、施設に宿泊できます。利用期間は6ヶ月間に7日間以内で利用ができます	要支援・要介護認定を受けていない高齢者が対象。事前に訪問調査やかかりつけ医による診療情報提供書が必要
食の自立支援事業（配食サービス）	高齢者向けのお弁当を宅配	ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯の方で、心身の状況や置かれている環境により、食事の確保が困難な方が対象
緊急通報システム貸与事業	固定電話回線を使い、24時間見守り体制を整えたコールセンターにつながる装置を貸与します。専門スタッフによる相談受付や緊急時には消防署、協力員や緊急連絡先と連携した対応を行います	ひとり暮らしの高齢者等で、重度の慢性疾患等により緊急通報が必要な方が対象
住宅改造補助事業	介護保険の住宅改修に上乗せで補助をします。介護保険の住宅改修の上限金額を超えるものが対象	同居者全員が所得税及び住民税が非課税で、介護保険の住宅改修の限度20万円を超える方
介護用品給付サービス事業	紙おむつ、尿とりパット等の現物支給	自宅で要介護認定4または5の方を介護する方で、同居者全員が住民税非課税の方が対象

※料金、詳細等は市区町村のより異なりますので、お住いの市区町村にご確認ください